

# 利用規約

## ■対象パソコンについて

### 【SSD換装サービス】

1. 正常動作する Windows パソコンで、付属品が揃っているパソコン。

※インストールされている OS が、Windows 2000 Server, Windows Server 2003 等のサーバーOS の場合や、ディスク構成が RAID 構成[ ストライピング、ミラーリング等]になっているパソコンでは、本サービスをご利用いただけません。

パソコン本体がSSD換装の対応が可能なものに限ります。仕様上、SSD換装が出来ない場合は、本サービスはキャンセルとなり、ご注文お取消しの処理をさせていただきます。

※例: パソコンの起動ドライブがインターフェイスボード経由で接続されている場合など

## ■パソコンのお引渡しについて

1. お客様のパソコンの BIOS、ログイン、スクリーンセーバ等にパスワードが設定されている場合、パスワードをすべて解除していただくか、パスワードを記載したメモ等を添付して弊社指定の運送業者にお引渡しください。ログインできないと、作業や十分な動作確認が行えませんので、ご協力をお願いいたします。

2. **HDD のデータは、お引渡し前に必ずバックアップをお願いいたします。**お預かりしたパソコンについては、細心の注意を払って作業を進めますが、輸送中および作業中に不慮の事故等でデータが消失する可能性があります。**万一のデータ消失などによる損害等、弊社では一切保証いたしかねますので、ご了承ください。**

3. パソコンの状態は弊社到着後に確認をするまでは把握できません。到着後のチェックで不具合が見つかった場合は、作業実施前に弊社より確認のご連絡いたします。その際、続行またはキャンセルの判断をお願いすることがございます。※全ての部位のチェックを保証するものではありません。

4. 作業は細心の注意を払って行いますが、パソコンの構造上、分解、組立痕がわずかに残る場合があります。作業に伴うやむを得ないものですので、弊社ではその責を負わないことをご了承ください。

5. 予期しないトラブルでデータの読み取りができなくなったり、システムの起動ができなくなることも考えられます。本サービスの完了後、お客様の方で安定動作が確認されるまで、お引渡し前にバックアップしたデータや元 HDD のデータは消さないようお願いいたします。

## ■注意事項

1. 万一サービスが行えない場合は、ご注文いただいた本サービスはキャンセルとなり、ご注文お取消しの処理をさせていただきます。

2. 本サービスを受けた後は、株式会社フィールテック発行の換装証明書を添付いたします。交換した部位に関しては1年間の保証がございます。

3. 交換によってメーカーの保証が受けられなくなる場合がございます。あらかじめご了承ください。

4. 本サービス実施後の作業保証期間は、弊社からの発送時点より 12 ヶ月間となります。

5. 故障・不具合のあるパソコンは、原則リフォーム作業が行えません。お送りいただいた場合は、ご返送いたします。その際は、着払いにて返却をいたしますので、あしからずご了承ください。

## 秘密保持に関する誓約書

当社は、SSD 換装作業（以下、「本業務」といいます。）の依頼者である貴社に対し、本業務を履行する目的（以下、「本目的」といいます。）で貴社から提供を受ける秘密情報に関し、その漏えいを防止するため、以下のとおり誓約します。

### （秘密情報の定義）

第1条 秘密情報とは、貴社が本業務に関して当社に受け渡すパソコン内のハードディスク、SSD等の電子記憶媒体に記載されている情報をいいます。また、貴社が当社に秘密である旨の表示をしたパスワード等の有体物秘密情報（文書等）を含むものとします。さらに、貴社が当社に秘密である旨の表示をした電子メール等による電子データ等を含むものとします。

2 以下のいずれかに該当するものについては、前項の「秘密情報」にはあたらないものとします。

- (1) 貴社から提供された時点で既に公知であった情報
- (2) 貴社から提供された後に、自己の責に帰さない事由により公知となった情報
- (3) 貴社から提供された後に、提供された情報に基づかず独自に開発したものに關する情報
- (4) 貴社から提供される前に、既に自己が所有していた情報
- (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報

### （情報の開示）

第2条 貴社は、当社に対し、秘密情報を本業務の必要に応じて開示するものとします。

### （秘密保持）

第3条 当社は、貴社から提供された秘密情報を本目的以外のために当社以外のいかなる第三者に対しても開示又は漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当するものについてはこの限りではありませんが、(1)ないし(3)の開示については、開示を受ける者（以下、(1)ないし(3)の開示先を総称して「許諾開示者」といいます。）に対して、本書にて定めるものと同様の秘密保持義務を負わせるものとします。

- (1) 当社の役員及び従業員（ただし、当該秘密情報を知ることが必要と認められる最小限の者とします。）及び当社が本業務に関連して発生した紛争等を解決するために依頼する弁護士等の外部専門家
- (2) 当社が本目的のために本業務の一部を再委託する当社の子会社である株式会社フィールテック及び同社の役員及び従業員（ただし、当該秘密情報を知ることが必要と認められる最小限の者とします。）
- (3) その他本目的に関係する者で貴社が別途承認した者
- (4) 法令、通達その他行政上又は司法上の手続きに従い秘密情報の開示を要求された場合

- 2 当社は、貴社から提供を受けた秘密情報を厳重に管理し、保持する義務を負い、本条に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとするものとします。
- 3 当社及び許諾開示者は、本目的に合理的に必要な範囲内でのみ、貴社の事前の承諾を得て、秘密情報を複製することができるものとします。なお、当社及び許諾開示者は、本項に基づき秘密情報を複製した場合には、当該秘密情報に付された秘密である旨の表示を当該複製物にも付し、前項にて定める管理の対象とします。

(秘密情報の返還・破棄)

第4条 当社及び許諾開示者は、本業務が終了した場合又は貴社より返還請求のあった場合には、貴社の指示に従い秘密情報及びその複製物を貴社に直ちに返還又は破棄するものとします。なお、秘密情報及びその複製物を破棄した場合には、当社及び許諾開示者は、貴社からの求めがあった場合、貴社に対してその事実を証明する書面を提出するものとします。

(損害賠償)

第5条 貴社は、当社又は許諾開示者の故意又は過失により本書に定める秘密保持義務に違反したと認められる場合、損害の賠償を請求することができるものとします。なお、当社による損害の賠償額は、双方協議により決定するものとします。

(管轄裁判所)

第6条 本書に関し紛争が生じたときは、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(誠実協議)

第7条 本書に定めのない事項及び本書に関する疑義については、双方誠意をもって協議し、解決するものとします。

以上